

令和4年門審第22号

裁 決

漁船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和元年7月22日10時32分

鹿児島湾北東部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.6トン

登 録 長 9.54メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 243キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦レバーを装備したぶり養殖業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、死魚回収の目的で、船首0.15メートル船尾0.90メートルの喫水をもって、令和元年7月22日08時00分鹿児島県牛根麓漁港を発し、同漁港北東方沖合の養殖施設に向かった。

ところで、牛根麓漁港北東方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日まで、牛根漁業協同組合が鹿児島県知事から受けた区画漁業免許状に基づいて、免許番号鹿特区魚第74号と称する第1種区画漁業の漁場区域（以下「74号漁場区域」という。）が、北緯31度36分46秒東経130度47分20秒の点、北緯31度36分57秒東経130度46分53秒の点、北緯31度36分18秒東経130度46分33秒の点、北緯31度36分06秒東経130度47分01秒の点及び北緯31度36分46秒東経130度47分20秒の点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域により設定され、同区域内にはa受審人が勤務するA社の養殖施設が多数設置されていた。

また、1台の養殖施設は、外枠の長さが9.5メートル四方のいけすが、一辺の両端からそれぞれ長さ約17メートルの合成繊維製連結索（以下「浮子連結索」という。）によってV字型で浮子に取り付けられており、同浮子は鋼索によって錨に繋がれて海底に係止され、いけすが風潮流で浮子を中心に移動する構造であった。

a受審人は、10時25分頃74号漁場区域内の養殖施設に接舷作業中であった同じ会社の給餌船に横付けして、これまでの状況報告を行ってから、死魚回収を再開するため隣接する養殖施設（以下「隣接

養殖施設」という。)に向けて発進した。

10時32分少し前 a 受審人は、猪ノ子島立標から108度(真方位、以下同じ。)4.31海里の地点で、針路を295度に定め、7.4ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、舵輪後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a 受審人は、隣接養殖施設が船首方50メートルのところとなり、浮子連結索に向首接近する状況となったが、左舷船首方の係留予定であるいけすを見ることに気をとられ、浮子の位置を確認して同連結索との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、隣接養殖施設の浮子連結索に向かって続航し、10時32分猪ノ子島立標から108度4.28海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力2の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

その結果、Aは、損傷を生じなかったものの、隣接養殖施設は浮子連結索に切断を生じたが、のち修理された。また、甲板員が頸椎捻挫及び頭部打撲等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、鹿児島湾北東部において、74号漁場区域内の隣接養殖施設に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、浮子連結索に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、鹿児島湾北東部において、74号漁場区域内の隣接養殖施設に向けて航行する場合、浮子連結索に向首接近することのないよう、浮子の位置を確認して同連結索との相対位置関係を把握するなど、船位

の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、左舷船首方の係留予定であるいけすを見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、浮子連結索に向首していることに気付かないまま進行し、隣接養殖施設に乗り入れる事態を招き、同施設に損傷を生じさせ、甲板員を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栗 原 和 栄

審判官 山 本 哲 也